

## 目標地図について

- ・ 目標地図の区域について

地域計画と同区域内農地に設定しています。

- ・ 目標地図の見方について

目標地図の区域内農地に着色しており、着色箇所が対象地となります。なお、目標地図は公表するため、個人が特定できないように配慮しています。

目標地図の凡例については以下のとおりです。

|                                                                                   |            |
|-----------------------------------------------------------------------------------|------------|
|  | 農業を担う者（個人） |
|  | 農業を担う者（法人） |
|  | 今後検討（協議中）  |
|  | 今後検討（不在）   |

- ・ その他

一筆に対して複数の色分けができないなど、表示できる情報には限りがあります。

地域計画（目標地図）の変更申請等される方は、必ず産業環境部農務課窓口で確認してください。